

国・県の事業者支援情報

○大分県時短要請協力金（第1期・第2期）

飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている県内の飲食店、遊興施設等を運営し、営業時間の短縮等（時短要請等）にご協力いただいた事業者に対して、協力金を給付します。

【要請期間】津久見市（第1期）令和3年5月14日（金）0時～5月31日（月）24時（18日間）

※やむを得ない場合は、5月17日（月）から

（第2期）令和3年6月1日（火）0時～6月13日（日）24時（13日間）

【対象】大分県全域の飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設 等

【給付金額】1日当たり給付額×時短要請に応じた日数

◆中小企業・個人事業者（売上高方式）※売上高減少額方式の選択も可能

1日当たり売上高（※1）	1日当たり給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円未満	1日当たり売上高の3割
25万円以上	7.5万円

（※1）1日当たり売上高 令和元年または2年の飲食部門5月売上高÷31日

◆大企業（売上高減少額方式）もあります。

【申請期限】（第1期）令和3年7月9日（金）まで （第2期）令和3年7月21日（水）まで

【申請方法】電子申請 または 郵送 【送付先】〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県時短要請協力金事務局 宛

【必要書類】①大分県営業時間短縮要請協力金申請書（第1号様式） ②代表者本人確認書類の写し

③営業時間短縮または休業の状況が分かる写真、資料等 ④通帳等の写し など

※申請金額によって、必要書類が異なります。 ※詳しくは、大分県HPをご確認ください。

【お問い合わせ先】大分県時短要請協力金事務局コールセンター

TEL：050-6868-9518・受付時間：9時～18時（土日祝除く）

○大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金

飲食店以外の事業者の事業継続や雇用維持を図るため、時短営業や外出自粛等の影響により、売上が大きく減少した事業者に対し、県独自の支援金を給付します。

【対象者】次のいずれの要件も満たしていること。

（1）大分県が要請した飲食店への時短営業や県民の外出自粛要請等の影響により、2021年5月または6月の売上が対前年または対前々年同期比で30%以上減少していること

（2）大分県内に本店または主たる事業所を有する法人、個人事業者であること

（3）2021年4月30日以前から事業を行っており、支援金を受給した後も、事業を継続する意思があること

※注意事項 次に該当する場合は、給付対象外となります。

・国の月次支援金の5月分と6月分をともに受給した者 ・大分県の時短要請協力金を受給した者 など

【給付額】上限額：法人30万円、個人事業者15万円

計算式：（2019年または2020年の5月と6月の合計売上）－（2021年の対象月（5月または6月）の売上×2）

【申請方法】大分県HPからのオンライン申請または郵送での申請を予定しています。

【申請期間】令和3年7月9日（金）～9月30日（木）

※【注】売上が50%以上減少した事業者は、まずは国の月次支援金をご検討ください。

【お問い合わせ先】事業継続支援金相談窓口（コールセンター） TEL：050-6868-9277（7月1日開設予定）
開設までは大分県商工観光労働部商工観光労働企画課 TEL：097-506-3363

○中小法人・個人事業者のための月次支援金【国】

緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業継続および立て直しを支援します。

【給付額】中小法人等：（上限）20万円／月 個人事業者等：（上限）10万円／月

（2019年または2020年の基準月の売上）－（2021年の対象月の売上）

【申請方法】インターネットで「月次支援金」申請ページから申請。

【お問い合わせ先】月次支援金事務局 相談窓口 TEL：0120-211-240